

評価の視点

評価項目	配点	評価の 換算点 (加重倍率)	評価の視点
業務全体に関する視点	50		
事業目的の理解度・事業の実施に必要な基本的知識	20	(×2)	事業の目的・内容を十分理解しているか。 就職氷河期世代に対し、広い見識を有しているか。 求職者及び求人企業のニーズを把握しているか。
事業スケジュールとその実現性	20	(×2)	集客の見込みと実現可能なスケジュールが具体的に記述されているか。
履行場所	10		個別相談や研修など、本事業を実施するために必要なスペースは、求職者の利便性に配慮した適切な場所及び広さで確保できることが明確になっているか。
業務の実施方針および手法に関する視点	110		
就労支援総合案内窓口及び個別相談の支援体制と支援内容	20	(×2)	受付体制が明確に示されているか。 国・県・市が行う就労支援機関や事業との連携方法が示されているか。 相談者のニーズを引き出し、適切な支援へつなぐ内容となっているか。
研修の内容	20	(×2)	具体的な研修内容が提案され、就職活動のステップアップとして高い効果が期待できる内容となっているか。
合同就職説明会の手法・内容	20	(×2)	実施時期、参加者及び参加企業の募集や手法が具体的に提示されているか。申込から当日の案内等、参加者及び参加企業に対して、きめ細やかなフォローができる内容になっているか。 中小企業への人材確保の視点も加味されているか。
マッチング支援及び就職後の定着支援手法・内容	20	(×2)	求職者の特性に応じ、早期の就職に向けて具体的な取組が提案されているか。また、就職後の定着支援についても、円滑な就労継続に結びつく適切な内容となっているか。
相談記録の管理体制及び分析手法	10		個人情報保護に対する配慮がされた管理体制がとれており、相談の経過や支援後の就職状況などの記録手法が明確で、事業の分析ができる基礎データが管理できる内容となっているか。
広報の手法・計画・内容	10		集客が見込める広報手法の提案となっているか。 また、実現可能な提案内容となっているか。
不測の事態の発生により当初の予定通りに事業を実施することが困難になった場合の代替案	10		感染症や災害などにより事業を実施することが困難になった場合の代替案として、具体的かつ現実的な案が提案されているか。
業務の実施体制に関する視点	30		
従事スタッフの構成・人数など	20	(×2)	業務に必要な経験・専門性がある担当者が配置され、求職者や関係機関へ十分な案内や説明ができ、連携体制がとれる構成・人数となっているか。
類似業務の受託実績	10		過去に類似業務の実績があり、その事業内容や事業手法が評価でき、契約期間中業務を継続して実施するための組織及び体制が整っているか。
小計	190		

評価項目(加算項目)	配点	評価の着目点
企業としての取組に関する視点	6	
①ワークライフバランスに関する取組	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている
	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)
③健康経営に関する取組	1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証
市内の中小企業であること	10	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業。全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。
小計	16	
合計	206	

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。